

習志野市 次期基本構想等 策定方針

令和6年1月

習志野市

目 次

| | |
|---------------------------|----|
| I. 本方針の趣旨 | 1 |
| II. 基本構想の必要性 | 2 |
| III. 計画の体系 | 3 |
| IV. 策定経過における各種案及び策定に関する組織 | 5 |
| V. 基礎調査 | 7 |
| VI. 市民参画 | 8 |
| VII. 長期計画審議会 | 10 |
| VIII. 市議会への上程（基本構想） | 11 |
| IX. 市議会への報告（基本計画） | 12 |
| X. 実施計画 | 13 |
| XI. 策定スケジュール | 14 |

I. 本方針の趣旨

1. 目的

本市の長期計画である基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）は、現行計画の終期を令和 8 年 3 月末日としています。本方針は、令和 8 年度を計画始期とする新たな基本構想等を適切かつ円滑に策定するために考慮すべき事項等についてまとめたものであり、本方針に基づき、基本構想等の策定に取り組むものです。

II. 基本構想の必要性

1. 策定の義務

平成 23 年 5 月 2 日公布の地方自治法の一部を改正する法律では、国の地域主権改革の下、それまで、市町村の義務とされていた、基本構想の策定義務が廃止されました。

そのため、法令上の策定義務はありません。

2. 策定の理由と期待する効果

法令上の策定義務はないものの、次の理由と効果を期待し、次期基本構想は策定を要するものとしします。

- (1) 少子超高齢化の進展と人口減少、また、公共施設の老朽化に伴う投資費用の増大、持続可能な財政運営を鑑み、本市の長期ビジョンを市民に示すことは、市の責務であること。
- (2) 基本構想は、行政が事業を実施し、まちづくりを推進するにあたっての方向性であり、目標となるものとして必要であること。
- (3) 習志野市文教住宅都市憲章を基本理念とした、具体的で長期的な市政指針を示し、市民や地域、関係団体等と共有することにより、安定かつ円滑な市政運営が期待できること。

3. 習志野市文教住宅都市憲章

習志野市文教住宅都市憲章は、本市の将来にわたるまちづくりの目標を定めることにより、本市の健全な発展を保障することを目的として、昭和 45 年に制定され、現在の基本構想と同様の役割を担ってきました。その後、昭和 60 年には、新たな基本構想の策定に伴い、その位置付けを本市不変のまちづくりの基本理念に改め、今日に至っています。

この文教住宅都市憲章は、制定当時から今日までのまちづくりに係る礎として機能し、現在の本市の発展に大きく寄与しているものであり、今後予想される情勢においても基本理念としての役割を十分に期待できるものと考えことから、次期基本構想等の策定にあたっては、本憲章を基本理念とします。

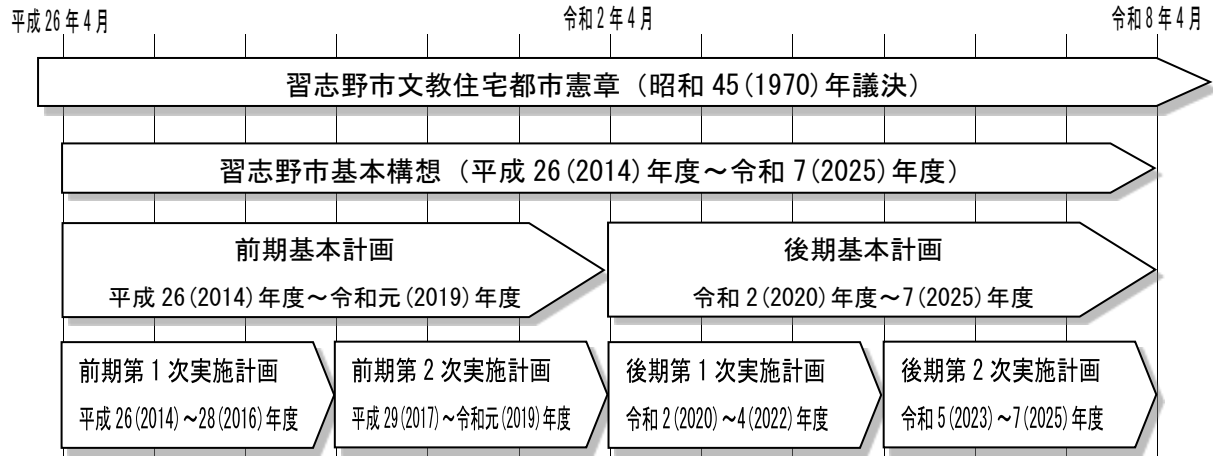
4. 条例上の位置付け

本市では、「習志野市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例（平成 25 年 7 月 2 日施行）」を制定し、基本構想の策定、変更又は廃止については、議会の議決すべき事件としています。

Ⅲ. 計画の体系

1. 現行施策体系

現行の計画体系と計画期間は以下のとおりです。



2. 次期施策体系と計画期間

基本構想等の施策体系と計画期間については、以下のとおりとします。

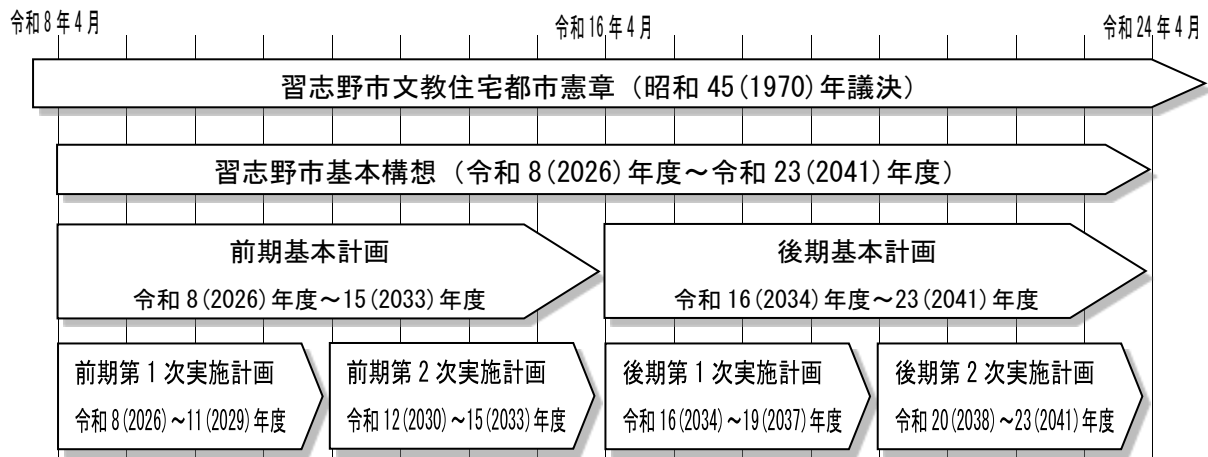
【施策体系】基本構想－基本計画－実施計画

【計画期間】基本構想：令和 8 年度から令和 23 年度（16 年間）

基本計画：令和 8 年度から令和 15 年度（8 年間）

実施計画：令和 8 年度から令和 11 年度（4 年間）

※基本計画・実施計画については、計画期間の終了に合わせて、8 年間・4 年間で再度策定します。



【設定理由】

施策体系は、これまでの習志野市文教住宅都市憲章を基本理念とする基本構想をはじめとした体系を踏襲し、基本構想、基本計画、実施計画の3つの計画で構成することとします。

基本構想は、今後の少子超高齢化社会の進展による社会保障費の増加や生産年齢人口の減少による税収の減少などがもたらす行財政運営の課題、その中でも、人口割合が高い、いわゆる、団塊ジュニア世代層が65歳以上の高齢者となる、2040年問題の到来を見据えた本市の将来都市像を示すことが重要であるとの考えのもと、目標年次を令和23(2041)年度末とし、計画期間を16年間とします。

これに伴い、基本計画は、前期と後期で各8年間の計画とし、それぞれの計画期間中であっても、社会情勢の急激な変化等に応じて、見直すことができる計画とします。

実施計画は、基本計画の期間中、4年毎に策定することとします。

IV. 策定経過における各種案及び策定に係る組織

1. 各種案

(1) 試案（基本構想）

素案作成に係る議論の素地となるもので、長期計画担当課で作成するもの。

(2) 素案（基本構想と基本計画）

試案を基に、現行基本構想等の検証を含む基礎調査を踏まえ、習志野市次期基本構想・基本計画策定作業部会での検討を経て、習志野市次期基本構想・基本計画策定本部で作成し、庁議において決定するもの。

(3) 策定案（基本構想と基本計画）

素案を基に、庁内での議論や習志野市長期計画審議会からの答申を踏まえ、庁議において決定するもの。

(4) 最終案（基本構想と基本計画）

策定案を基に、パブリックコメントの意見を反映した、行政としての最終案となるものであり、庁議において決定するもの。

2. 策定に係る組織

策定に係る組織等は以下のとおりとします。

(1) 習志野市次期基本構想・基本計画策定本部

【構成員】 市長、副市長、教育長、企業管理者、各部長等

【事務】 基本構想等の策定に関する調査、研究を行うとともに、調整を図り、基本構想等の素案及び策定案を作成する。

(2) 習志野市次期基本構想・基本計画策定作業部会

【構成員】 各部管理課長

【事務】 基本構想等の素案作成に必要な調査・研究を行い、関係各課の意見調整を図る。

(3) 習志野市長期計画審議会

【構成員】 市議会議員、知識経験者、公募市民

【事務】 市長の諮問に応じて、本市の基本構想等の策定について調査、審議し答申する。

(4) 習志野市議会

【構成員】市議会議員

【事務】市長から提案された基本構想の最終案について審議する。

(5) 庁議

【構成員】市長、副市長、教育長、企業管理者、各部長等

【事務】策定本部より提出された素案及び策定案について審議し決定する。

また、基本構想等の最終案を決定する。

V. 基礎調査

1. 基礎調査の目的

次期基本構想等の策定にあたり必要となる、過去及び現在の状況分析のために実施する調査であり、本調査の実施により、本市の将来に向けての課題や解決方法等の方向性が現れるものです。

2. 基礎調査の項目

基礎調査は以下の項目を実施します。

(1) 現行基本構想等の検証・課題等分析

- ①現行基本構想・基本計画の目標到達度
- ②目標未達成の理由、原因分析
- ③目標未達成による不便分析
- ④次期基本構想・基本計画取り入れの是非
- ⑤社会指標分析（他自治体と比較した本市特性）

(2) 人口推計

過去の人口構成に係る基礎的指標を基に、令和7年度（2025年度）から30年間の人口を男女別、年齢別、町丁目別に推計するもの。

(3) 市民意識調査

市民の市政や生活に関する考えを調査するため、住民基本台帳記載の15歳以上の市民のうち、無作為に抽出した5,000人を対象にアンケートを実施するもの。

(4) 大学生意識調査

若者が置かれている状況や市に対し何を望んでいるのかを把握するため、市内立地・隣接の3大学の学生1,500人を対象にアンケートを実施するもの。

(5) 転出入者アンケート調査

(1) から (4) の調査を補完するため、転出入者が多い2月から5月までの適当な期間で、転出入者の世代、転出入の理由、転出入先等について、転出入の手続きのために来庁した者を対象にアンケート調査を実施するもの。

VI. 市民参画

1. 市民参画の必要性

不確実な将来に係るまちづくりを進めていくうえで、行政が単独でできることは限られており、市民を始めとした様々な主体との連携は必須となります。そのため、本市の基本構想等を検討していく中で市民の参画は不可欠です。

2. 市民参画の方法

市民参画は以下の項目を実施します。

(1) 市政懇談会

協働型まちづくりの実現を目的に、市政について町会・自治会関係者と市長が懇談する市政懇談会において、現行基本構想等の概要及び進捗状況等を説明し、市長と町会・自治会関係者との直接の懇談により、広く地域の意見を聴取するもの。

(2) 市民意見交換会

市内7中学校区毎に市(市長)と広く参加を募った市民との対話の場を設け、地域に応じた行政課題等の個別テーマに限定し、地域特性に応じた市民の意見を聴取するもの。

(3) パブリックコメント

基本構想等の素案を公表し、市民等に広く意見を求め、提出された意見を参考に原案を決定するとともに、提出された意見に対する考え方を公表するもの。

(4) 小中学生ワークショップ

市立の小学校及び中学校各2校程度において、社会科等の授業の一環として、自分たちが住むまちの将来について考え、まちの課題や理想の姿について意見をまとめ、成果とするもの。

(5) 高校生まちづくりワークショップ

市立及び市内県立高校生を対象に、他自治体における高校生の市政参画の事例の紹介等を行い、習志野市の現状と課題について、自らの参画により解決や改善に至る取り組みを検討し、提案としてまとめ、成果とするもの。

(6) 大学生意見交換会

市内立地、隣接の3大学等の大学生を対象に市政に係る意見交換を実施し、若年層の市政に対する意見や要望を聴取するもの。

(7) 学校運営協議会での意見聴取

市立小中高等学校に設置されている学校運営協議会で主に教育、地域協働、防災等の分野に係る現状や課題等について意見を聴取するもの。

※上記以外にも、様々な場を活用して、意見を聴取します。

3. 市民参画の補完

「2. 市民参画の方法」で示した項目に併せて、より多くの市民等の意見を聴取し、補完することを目的に以下の項目の実施についても留意します。

(1) 既存事業による意見聴取

庁内で実施する各事業の取り組み過程で寄せられる、市民や関係団体等の意見を集約するもの。

(2) SNS 等による意見聴取

市が広報紙や公式ホームページ等に併せて、LINE や X (旧:Twitter) 等の SNS、又は YouTube 等を用いて情報発信した際に見られる、情報受信者からの反応を集約するもの。

Ⅶ. 長期計画審議会

1. 長期計画審議会概要

習志野市長期計画審議会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づき、昭和 44 年 5 月 23 日条例第 35 号により設置された審議会です。

(1) 任務

条例第 2 条では「審議会は市長の諮問に応じて、本市の長期計画の策定について調査審議する。」とされ、諮問に対する調査審議が任務としています。

(2) 組織構成

令和 5 年 12 月現在、議長 1 名、各常任委員長 4 名、学識経験者 7 名、公募委員 3 名の計 15 名で構成されています。

(3) 基本構想等に係る長期計画審議会の立場

長期計画審議会は、市長の諮問に応じて調査審議することが任務とされていることから、市長の作成した基本構想等の素案の諮問に対して、審議を行い、意見を答申します。

Ⅷ. 市議会への上程（基本構想）

1. 条例上の規定

習志野市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例(平成 25 年 7 月 2 日条例第 15 号)では、第 2 条で習志野市基本構想の策定、変更又は廃止を議決すべき事件としています。

2. 議会との意見交換

習志野市次期基本構想・基本計画策定本部で作成した素案を基に、市議会議員から広く意見を聴取することを目的に、正式に議案の提案をする以前に意見交換を行います。

3. 議案の提案

習志野市長期計画審議会からの答申を踏まえ、庁議において決定した基本構想の最終案を令和 7 年 9 月議会に議案として提案します。

なお、提案は基本構想のみとし、基本計画は議案に含めません。

IX. 市議会への報告（基本計画）

1. 条例上の規定

基本計画について、条例上、議決の定めはありません。

そのため、基本計画の策定にあたっては、議案として議決を受けることとせず、議会に対し、策定の報告をするものとします。

2. 重要事項の報告

庁内で起案、決裁により策定された基本計画について、令和 8 年 3 月議会前に、議長及び副議長並びに各議員に対し、その概要を説明し、基本計画を議会に提出するものとします。

X. 実施計画

1. 条例上の規定

基本計画と同様に実施計画についても、条例上、議決の定めはありません。

そのため、実施計画の策定にあたっては、議案として議決を受けることとせず、策定後、議会に対し計画書を提供するものとします。

2. 議会への提供

庁内で起案、決裁により策定された実施計画について、令和8年3月末を目途に各議員へ通知文書とともに計画書を提供することとします。

XI. 策定スケジュール

1. 策定スケジュール

【構想…基本構想、計画…基本計画、実施…実施計画】

| 年月日 | 区分 | 概要 |
|------------|----|----------------------------------------|
| R06.01.25 | — | 第1回策定本部会議 ▶本部設置と策定方針 |
| R06.02.06 | — | 令和5年度第2回長期計画審議会 ▶策定方針の報告 |
| R06.05.中旬 | 構想 | 第2回策定本部会議 ▶基本構想試案と作業部会の設置 |
| R06.05.下旬 | 構想 | 第1回策定作業部会 ▶基本構想素案の検討 |
| R06.08.下旬 | 構想 | 第2回策定作業部会 ▶基本構想素案の検討 |
| R06.10.月上旬 | 構想 | 令和6年度第1回長期計画審議会 ▶基本構想等の策定状況報告 |
| R06.11.月上旬 | 構想 | 第3回策定作業部会 ▶基本構想素案の検討 |
| R06.12.月上旬 | 構想 | 第3回策定本部会議 ▶基本構想素案の作成 |
| R07.01.中旬 | 構想 | 庁議 ▶基本構想素案の審議 |
| R07.01.下旬 | 構想 | 令和6年度第2回長期計画審議会 ▶基本構想素案の諮問 |
| R07.02.月上旬 | 構想 | 令和6年度第3回長期計画審議会_書面開催 ▶基本構想素案に係る意見照会 |
| R07.02.中旬 | 計画 | 第4回策定作業部会 ▶基本計画素案の検討 |
| R07.02.下旬 | 構想 | 市議会との意見交換 ▶基本構想素案に関する意見交換 |
| R07.02.下旬 | 構想 | 令和6年度第4回長期計画審議会 ▶基本構想素案の審議 |
| R07.03.中旬 | 構想 | 長期計画審議会の答申手交 ▶市長と会長による手交 |
| R07.04.月上旬 | 構想 | 庁議 ▶基本構想策定案の審議とパブリックコメントの実施 |
| R07.05.中旬 | 計画 | 第5回策定作業部会 ▶基本計画素案の検討 |

| 年月日 | 区分 | 概要 |
|------------|----|--------------------------------------------|
| R07.06.下旬 | 構想 | 第4回策定本部会議_書面開催 ▶パブリックコメントの結果と基本構想策定案の修正 |
| R07.07.月上旬 | 構想 | 庁議 ▶基本構想最終案の審議と議会への上程 |
| R07.08.中旬 | 計画 | 第6回策定作業部会 ▶基本計画素案の検討 |
| R07.08.下旬 | 計画 | 第5回策定本部会議 ▶基本計画素案の作成 |
| R07.08.下旬 | 計画 | 庁議 ▶基本計画素案の審議 |
| R07.09.中旬 | 計画 | 令和7年度第1回長期計画審議会 ▶基本計画素案の諮問 |
| R07.09.下旬 | 構想 | 令和7年9月議会 ▶基本構想の議決 |
| R07.09.下旬 | 計画 | 令和7年度第2回長期計画審議会_書面開催 ▶基本計画素案に係る意見照会 |
| R07.10.月上旬 | 計画 | 令和7年度第3回長期計画審議会 ▶基本計画素案の審議 |
| R07.10.下旬 | 計画 | 長期計画審議会の答申手交 ▶市長と会長による手交 |
| R07.11.中旬 | 計画 | 庁議 ▶基本計画策定案の審議とパブリックコメントの実施 |
| R08.01.下旬 | 計画 | 第6回策定本部会議_書面開催 ▶パブリックコメントの結果と基本計画策定案の修正 |
| R08.02.月上旬 | 計画 | 庁議 ▶基本計画最終案の審議 |
| R08.02.中旬 | 計画 | 令和8年3月議会(重要事項) ▶基本計画策定の報告 |
| R08.03.下旬 | 実施 | 庁議 ▶実施計画最終案の審議 |
| R08.03.下旬 | 実施 | 各議員に対する通知 ▶実施計画策定の報告 |



習志野市 次期基本構想等 策定方針

令和6年1月 策定

担当課：習志野市政策経営部総合政策課

■電話：047-453-9222

■FAX：047-453-9313

■Mail：seisaku@city.narashino.lg.jp

習志野市は、持続可能な開発目標「SDGs」に取り組んでいます。

